

わかやま紀州館における和歌山県展示販売等運営業務 仕様書

1 業務の目的

わかやま紀州館は、首都圏における和歌山県の物産、観光の魅力を発信する拠点であり、県内事業者が生産する県産品の認知度向上、販路拡大支援を目的に、和歌山県が設置するアンテナショップである。わかやま紀州館における本業務はこれらを踏まえ、和歌山県産品（以下「県産品」という。）の展示及び販売、プロモーションなどそれに付随する業務を行うものである。

2 「わかやま紀州館」概要（※別添1参照）

（1）所在地

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館 地下1F

※東京交通会館の物件概要は別添2「東京交通会館ビル概要」を参照

（2）開館時間（現状）

平日及び土曜日：10:00～19:00（イトイコーナー 11:00～19:00）

日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める祝日：10:00～18:00（イトイコーナー 11:00～18:00）

（3）休館日

年末年始（12月30日～1月4日）及び和歌山県が指定する臨時休館日

（4）店舗面積

104.9 m²（約31.8坪）

※設計図面は別添3「紀州館設備図面」を参照

（5）役割

ア 和歌山県の食、文化、観光等の魅力を来店者の体験価値を通じて効果的に発信する情報発信拠点

イ 首都圏における県産品の販路拡大やバイヤー（飲食店、小売事業者等）との商談機会を創出する商流形成拠点

ウ 首都圏の消費者と県内生産者、事業者をつなぎ、県産品に対する理解、愛着、関係性を育てる交流拠点

エ 県内市町村、関係事業者、首都圏在住の和歌山ゆかりの方々等と連携し、県産品のブランド価値向上に寄与する連携拠点

オ テストマーケティング（※）を通じて商品のブラッシュアップを行い、県産品の競争力を高める商品育成、ラボ機能拠点

※テストマーケティングとは、県内事業者が新商品等を3か月間販売することで、首都圏での販路開拓に向けて消費者の声を反映し、商品のブラッシュアップに繋げていくためのテスト販売事業のこと。

3 業務期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

4 事業に関する基本事項

紀州館における和歌山県産品展示販売等運営に関する基本的な事項については、以下に掲げるとおりとし、アンテナショップの魅力を高めることのできる取組を積極的に行うこと。

（1）基本的な考え方

和歌山県の多様な魅力や優位性を活かし、来店者が“ここでしか得られない体験価値”を感じられる店舗運営を行うこと。単なる商品の販売にとどまらず、県産品の背景にあるストーリーや季節性を踏まえた売場づくり、イートインでの体験、展示演出などを通じて、県産品との新たな出会いや発見を創出し、和歌山に対する理解と愛着を深める店舗づくりを行うこと。

（2）店舗機能

ア 店舗づくり

（ア）梅干し、梅酒、じやばら加工品、醤油など、「日本一」や「発祥の地」等の地域資源を活かした県産品を効果的に展示、販売すること。

（イ）「足を踏み入れたくなる」「店内を回遊したくなる」導線設計や売場づくりにより、来店者が商品との出会いを楽しめる店舗づくりを行うこと。

（ウ）和歌山県を代表する四大果実の梅、みかん、柿、桃を中心に四季の変化や催事に合わせた農産物の販売による季節演出を取り入れ、常に新鮮さと発見がある売場構成とすること。

（エ）イートインコーナーでは、「香り」「味わい」「食感」など五感を通じて和歌山の魅力を体感できるよう、飲食提供や展示と連動した仕掛けを行うこと。

イ 商品のブラッシュアップ

（ア）県内事業者によるテストマーケティングを実施し、販売データや消費者の声を収集、分析すること。

（イ）テスト販売の結果を踏まえ、商品改良、パッケージ改善、価格設定等の支援を行い、県産品の付加価値向上や販路拡大に繋がる商品育成の場として機能させること。

ウ 情報発信

（ア）県産品、観光、文化など和歌山県の多様な魅力について来店者の理解が深まるよう店頭での紹介や発信を行うこと。

（イ）大型モニター付き店頭ショーケース、ホームページ、SNS等を活用し、店舗とデジタルを連動させた効果的な情報発信を展開すること。

5 業務内容

(1) 店舗運営

ア 県産品の展示及び販売（イートインコーナーの運営を含む）、プロモーション

わかやま紀州館の開館時間帯において、テストマーケティング、県産品の販売、イートインコーナーの運営の他、各種プロモーションを実施しなければならない。

なお、店舗運営については、特に以下の点に留意すること。

(ア) 販売及び顧客データの活用と事業者へのフィードバック

別紙「わかやま紀州館の販売活動について」に基づき、県産品の展示、紹介、販売を実施すること。特にテスト販売商品を中心に、売上データ、来店者の評価、反応、顧客属性等を収集、分析し、県内事業者へのフィードバックや商品改善に活用すること。また、顧客データ、商品データを活用した品揃え改善、販促企画、在庫最適化の実践に努めること。

(イ) イートインの体験価値と販売促進の連動

イートインコーナーでは、梅酒や日本酒の飲み比べ、ジェラート等を中心に提供し、五感を通じて和歌山の魅力を体感できる場とすること。また、酒類に合わせたおつまみメニューの設置など物販と飲食の相乗効果を生む売場設計に取り組み、県産品への関心と購買意欲の向上を図ること。なお、煙が発生する火気や調理器具が使用できることに留意すること。

(ウ) デジタルを活用した販売・情報発信

わかやま紀州館ホームページやSNS等デジタルツールを活用し、県産品やイートインコーナーのPRを行うこと。また、店舗とデジタルツールを連動させ、商品の背景情報、ストーリー、生産者情報等を発信し、首都圏でのファン形成を促進すること。

(エ) イベント及び販促企画の実施

展示商品及びイートインコーナーのPRや販売促進のため、毎月イベントや販促企画を実施の概ね3か月前には報告の上、計画的に実施すること。また、広報物（紀州館インフォメーション等）を月1回程度作成し、店頭やSNS等で配布、発信すること。

(オ) ファンづくりと顧客情報の活用

イベント企画の積極的な提案、顧客及び会員情報の管理、分析を行い、集客力の向上、県産品の認知向上、売上拡大につなげること。特に、リニューアル記念祭（6月7日）や設立周年祭（2月9日）等の重点イベントを開催し、PR及びファン形成を強化すること。

(カ) 店頭演出及び情報提供の強化

POP、店頭ショーケース（大型モニター等）を効果的に活用し、商品、観光情報、生産者情報などの訴求を計画し、継続的に行うこと。

(キ) SNS及びデジタルメディアでの情報発信

LINE、Instagram（わかやま紀州館）等のSNSを活用し、店舗情報、商品情報、イベント情報を効果的に発信する仕組みを作り、継続して行うこと。

(ク) 県及び市町村等が実施するイベント協力

県、市町村、県内事業者、交通会館内のテナント等が実施するイベント等と連携し、地域と

の協働を図ること。

(ヶ) 最適な店舗設備と在庫管理

POS システム又はそれと同等以上の能力を有するシステム（クレジットカードや交通系 IC 等の主要な電子マネーをはじめとするキャッシュレス決済に対応していること）を活用し、レジ通過者数、商品別売上高及びその他和歌山県が指定する事項を管理し、販売状況について、毎月、和歌山県に報告を行うこと。また、デジタル等を活用し、レジ機能との連携を図るなど迅速な検品とタイムリーかつ適正な在庫管理を行うこと。

なお、和歌山県から別途指示があった場合は、隨時その結果や現況を報告すること。

(コ) 販売計画及び売上目標等の設定

業務委託期間の年度当初に具体的かつ実現可能なマーチャンダイジングに則った販売計画及び売上目標等を設定し、和歌山県に提出すること。

(サ) 和歌山県への報告

毎日の閉館後速やかに和歌山県に対して運営状況を記した日報を報告するとともに、販売代金の授受、商品売上計算、代金精算等は、受託者の責任で行うこととし、出品者への代金支払状況について、毎月末までに和歌山県あて報告すること。

(シ) その他

販売及び飲食提供に必要となる許認可（食料品等販売業許可、乳類販売業許可、酒類販売業免許及び輸出物品販売場（免税店）許可、食品衛生責任者等）については、自ら取得し早期に販売体制を整えること。また、店舗管理運営に関する法令、条例、行政からの指導、その他関連する諸法規を遵守するとともに、店舗内の管理（消耗品の交換、防犯関係対策）や県が貸与する備品類の管理を適切に実施すること。

イ 従事者について

店舗運営にあたっては、次に掲げる条件で店舗内外に従事者を配置し、労働関係法令に従い、適正な労務管理を行うこと。

(ア) 委託業務等の統括管理及び和歌山県と調整を行う常勤の責任者。

(イ) 責任者を補佐する副責任者。

(ウ) 県産品に関し十分な知識を有し、来店者への効果的な説明など、適切な接客を行うことができる従事者。

(エ) 開館時間帯は責任者又は副責任者のいずれかを店舗内で勤務させることとし、責任者、副責任者を含め少なくとも 5 名程度を常時従事させること。

(オ) その他、店舗管理運営マニュアル及び衛生管理マニュアル等を策定し、従事者が円滑に業務を推進できる体制を整備すること。

(2) 店舗外での出展活動

和歌山県が指示する首都圏百貨店や量販店等の催事又は県主催イベント等に年 12 回以上出展すること。ただし、出展回数については、県との協議により見直すことができるものとする。

(3) 従事者に対する研修

従事者の資質向上及び店舗運営のスキルアップに向けて、「接遇、衛生管理、ビジュアルマーチャンダイジング」及び「和歌山県（県産品、観光等）」に関する研修を年度内にそれぞれ1回以上実施することとし、研修実施後には速やかに和歌山県にその内容を報告すること。

(4) 受託者が負担する主な経費

ア 店舗管理運営

- (ア) 人件費（採用経費を含む）
- (イ) 職員研修費
- (ウ) 商品の仕入費用（配送費を含む）及びその諸経費
- (エ) POSシステム、在庫管理システム等各種システム
- (オ) クレジットやギフト券手数料及び電子マネー手数料
- (カ) 店舗における光熱水費、通信運搬費及び包装紙や買い物袋等の消耗品費
- (キ) イートインコーナー運営経費
- (ク) 店舗外でのイベント企画及び実施に係る費用
- (ケ) 清掃費、廃棄物処理費、殺虫殺鼠費、食品衛生管理費、防犯関係費、防火・防災管理費
- (コ) 店舗内の設備等の保守・定期点検費用
- (サ) 毎月1回開催する販売戦略会議の会議室賃借料
- (シ) 店舗の商品等のストックを保管できるスペース（以下、「倉庫」という。）の賃借料等（光熱水費含む）

※東京交通会館内で確保できるスペース（現受託者が賃借している倉庫）

賃借室：東京交通会館地下2階B205号室（56.1 m²）

賃料：月額221,000円（税別）

敷金：月額の12か月分

（賃料等は令和7年4月1日～令和8年3月31日における契約内容であることに留意）

イ わかやま紀州館プロモーション等関連経費の一部

売上は受託者の収入とするが、県が指定して実施するプロモーション等の必要経費【イベント開催経費やメディア掲載費、バイヤー対応費、インフルエンサー活用経費、わかやま紀州館公式ホームページの運営経費等（年間2,000千円程度）】については受託者が負担するものとする。

なお、社会情勢や運営状況等に鑑み、県と協議の上、必要に応じて負担額は見直すことができるものとする。

ウ 前任受託者からの引継ぎ及び次期受託者への引継ぎに要する経費

エ 受託者が故意または過失により店舗及び店舗内什器類等を損傷し、または滅失したときは、運営事業者の負担により原状回復すること。別途、県に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。

オ 店舗運営にあたって、第三者に損害が生じた場合、受託者はその損害を賠償しなければなら

ない。ただし、その損害が受託者の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

※店舗及び店頭ショーケースの賃貸借に係る経費（賃料及び共益費）については県が負担する。

（5）設備等について

- ア 和歌山県が受託者に提供する店舗内の設備は、店舗備え付けの陳列棚の他、別表1のとおりとする。
- イ 店舗内に上記5（1）ア（ケ）のレジを2台以上用意すること。（レジ設置場所は別表1－1を参照）
- ウ 設備工事を伴うような変更については、原則和歌山県で実施するものとする。ただし、別表2に掲げる小修繕は、受託者の負担とする。
- エ 店舗運営に必要となる事務机、椅子などデスクワークに係る事務用品を用意すること。ただし、電話機3台（子機1台含む）については和歌山県が貸与する。
- オ 店舗が食品を取り扱う施設であることから、店舗を常に衛生上良好な状態に保つこと。

（6）その他事項

ア 販売戦略会議の開催

テスト販売の申請とその結果、前月の売上状況、来店者動向、課題及び今後の販売戦略について報告、協議する販売戦略会議を和歌山県と毎月1回実施するものとする。会議では、販売データ、顧客データ、テストマーケティングの結果、売場改善案、イベント計画（概ね3か月先の提案）等を共有し、店舗運営の質の向上に努めること。

なお、実施に係る費用は上記（4）ア（サ）のとおりとする。

※過去実績

東京交通会館地下2階「第二会議室B」にて毎月20日前後（13:30～16:00）に実施

東京交通会館会議室 URL : <https://www.kotsukaikan.co.jp/business/conference/>

イ 観光プロモーションをはじめとするPR活動

和歌山県が行う各種PR活動に積極的に協力すること。

ウ 多言語化対応

今後増加すると見込まれる海外からの旅行者等の接客を円滑に行うため、物産店舗に対応できる機器の用意や、多言語を通訳できる者の雇用など、対応を実施すること。

エ S D G sへの取組

（ア）食品ロス削減に向け、賞味期限管理、在庫最適化、試食企画の工夫など、店舗運営の中で可能な限り削減に努めること。

（イ）東京都が提唱する「使い捨てプラスチック削減に向けた具体的な方策」に可能な限り協力すること。

オ 受託者間の引継

（ア）受託者は、業務開始日において前任受託者が保有する在庫商品及び店舗情報を和歌山県立

ち会いのもと引き継ぐこと。

(イ) 受託者は、委託期間終了後、保有する在庫商品及び店舗情報を和歌山県立ち会いのもと、次期受託者に引き継ぐこと。なお、前任受託者の倉庫を引き継ぐ場合も同様とする。

(ウ) 受託者は、店舗の建物を管理する者の求めに応じ、前任受託者が建物内の倉庫の賃料を前払いした場合にあって、受託者と前任受託者が異なるときは、受託者は前任受託者が前払いした倉庫の賃料の全額を、本契約後2ヶ月以内に前任受託者に支払うものとする。

倉庫の賃料以外でも上記に類する前払いや、令和8年度以降の事業のために費やした経費がある場合は同様の扱いとする。

(エ) 上記(ア)、(イ)及び(ウ)に係る引継業務については、受託者決定後、和歌山県と連携を密に行い、万全を期すること。

カ 個人情報等の取扱について

受託者は、業務委託遂行中に知り得た和歌山県、出品者及び顧客等に関する情報等について、業務委託終了後も含め、目的外利用や第三者への情報漏洩等が発生しないよう適切に管理することとし、従業員にもその旨周知徹底すること。

キ 契約解除に関する事項

(ア) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、または物販の売上など事業効果が著しく低いと認められる場合には、和歌山県は契約の解除をすることができるものとする。この場合、和歌山県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

(イ) 災害その他不可抗力等、和歌山県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議することができるものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に通知することにより、契約を解除できるものとする。

(ウ) 店舗移転等で業務の継続が不可となる場合には、委託期間中に契約を解除することがある。解除に際して必要な事項は和歌山県及び受託者双方協議の上決定する。

ク その他

この仕様書に定めがない事項については、隨時、和歌山県と受託者が協議の上、定める。

別表1 店舗内の設備・什器等

名称	規格	数量	単位	付与番号
1.備品/既製品				
【家電】				
テレビモニター	ハイセンス テレビモニター75インチ 75E6G	1	台	A1
防犯カメラ	アイリスオーヤマ IRC-S1260SM	4	台	A2
ネットワークレコーダー	アイリスオーヤマ IRN-77NI-416F	1	式	A3
HUB	IRC-H1518P	1	式	A4
ノートパソコン	ThinkBook14Gen AMD	1	台	A5
冷凍冷蔵庫	ホシザキ 業務用冷凍冷蔵ストッカー（デジタル仕様）容量302L JCMC-310D	1	台	A6
冷凍ストッカー	レマコム 業務用冷凍ストッカー RRS-262NF	1	台	A7
2.什器その他				
カウンター	店舗内什器 紀州材使用 F01	8	台	B1
島什器	店舗内什器 紀州材使用 F02	8	台	B2
壁什器	店舗内什器 紀州材使用 F03	7	台	B3
棚什器	店舗内什器 紀州材使用 F04	5	台	B4
可動什器	店頭ショーケース前什器 紀州材使用 F05	2	台	B5
冷蔵ショーケース	フクシマガリレイ：MEU-63GKSA5L 単相モデル	2	台	B6
冷凍ショーケース	フクシマガリレイ：MRS-60FWSR1 単相+3相モデル	1	台	B7
ジェラートショーケース	Panasonic SCR=VD6NA	1	台	B8
ジェラートショーケースキット	Panasonic SCR=VDK6	1	台	B9
2槽シンク	マルゼン BS2-096	1	台	B10
冷凍冷蔵庫（コールドテーブル）	ホシザキ RFT-120MTCG	1	台	B11
氷冷機（アイスマーカー）	Panasonic SIM-AS2500	1	台	B12
電気温水器	イトミック ESD358LX111E0	1	台	B13
ペンダントライト	ペンダント照明	1	台	B14
スピーカー	BOSE FS4CEB PAIR v2天井埋込型スピーカー40W Hi/Lo兼用	1	セット	B15
アンプ	BOSE IZA190-HZ ハイインピーダンスアンプ	1	台	B16

(店舗内の設備・什器等の配置図については別表1-1参照)

別表2 小修繕の内容

NO	内容
1	店舗内で使用する蛍光灯や電球の交換
2	内装クロスの剥がれ等軽微な修繕
3	陳列棚の留め具等の補修
4	その他、設備工事を伴わない10万円以下の軽微な修繕

別紙 わかやま紀州館の販売活動について

1. わかやま紀州館で販売することができる、県内事業者が生産する商品の定義は以下のとおりとする。
 - (1) 県内に主たる事業所を有する法人又は個人が販売者である商品であること。
 - (2) 和歌山県内で生産（製造）した商品であり、県外で生産（製造）されたものは原則対象としない。
ただし、以下の商品については、県外で生産（製造）したものであっても対象とすることがある。
 - ア 県内に生産（製造）する事業者がない等の理由で県外事業者に生産（製造）を委託せざるを得ない事情が認められ、「主たる原材料が県内産」であり、かつそれを「明示している」商品。
 - イ 主たる原材料は県内産ではないが、県産素材・原料に由来する風味を商品の価値にしており、その風味の「素材・原料が県内産」であり、かつそれを「明示している」商品。
 - ウ 県から食材提案を受けるなど地方公共団体等と共同で開発した商品や包括連携協定等により地域振興を目的に開発した商品で食品流通課長が適当と判断したもの。
2. わかやま紀州館の販売活動については、以下のことを実施すること。
 - (1) **生鮮農産物以外の一般加工食品ならびに非食品（以下、一般加工食品・非食品）のテスト販売**
 - ア 和歌山県内事業者が販売する一般加工品・非食品について、上記1の要件を満たし県が受理した商品について、テスト販売を実施すること。また、テスト販売の結果は、販売期間中に得られた消費者及び運営受託者スタッフの意見や販売実績などの情報をとりまとめ、和歌山県に報告の上、事業者にフィードバックすること。
 - イ テスト販売期間は、原則3ヶ月間とし、販売は原則毎月1日から行うこと。
 - ウ 販売手数料は原則以下のとおりとすること。
 - (ア) 和歌山県指定障害福祉サービス事業所の商品：販売価格の15%
 - (イ) アドベンチャーワールド及び和歌山電鐵関連商品：販売価格の20%
 - (ウ) その他：販売価格の30%
 - エ 納品・返品送料、代金の振込手数料等の経費については、出品者側の負担とすることができる。
 - オ 販売形式は消化仕入れによる販売（委託販売）とし、販売期間終了後に売れ残った商品は、着払いでの返送ができる。
 - カ 商品内容や売場の状況から開始時期、発注ロットについて事業者と調整することができる。
 - キ テスト販売時の売上の代金決済は、原則3ヶ月間の販売期間終了の翌月末にまとめて支払うこと。
 - (2) **一般加工食品・非食品の継続販売**
 - ア 3ヶ月間のテスト販売期間終了後、販売実績データ、消費者及び運営受託者の意見、継続販売の可否（店舗全体の品揃え状況、テスト販売期間中の実績等を考慮）について、和歌山県に報告した上で実施すること。なお、出品者への継続販売の連絡は、和歌山県への報告後、遅滞なく運営受託者が行うこと。

- イ 繼続販売可能な商品数は、1事業者あたり最大10商品（テスト販売商品を除く。）とする。
- ウ 販売形式は買取仕入れとすること。
- エ 販売手数料は上記2. (1) ウのとおりとすること。ただし、運営受託者と出品者の双方合意の上で販売手数料を変更する場合はこの限りではない。

(3) 生鮮農産物の販売

- ア 和歌山県内で生産された生鮮農産物を販売・PRすることで、販路拡大の支援を行うこと。
なお、生鮮農産物の販売は、申込みに基づく出品希望生産者登録制とし、出品時期や価格帯・商品構成等を考慮した上で、申込者に対し、発注の連絡をすること。
- イ 商品については、原則買取仕入れとすること。
- ウ 販売手数料や発注ロット等については、申込者と相談し決定すること。
- エ 納品、代金の振込手数料等の経費については、申込者側の負担とすることができる。

(4) 店頭販売活動の機会提供

- 首都圏の消費者へ県産品の魅力を発信するため、要件を満たす事業者に、わかやま紀州館で店頭販売活動を行う機会を設けること。

3. 自主事業としての販売活動

上記1の（2）の要件を満たさないが、和歌山県のPRに効果が高いと考えられる商品については、下記の条件を満たすことにより、テスト販売を経ることなく販売することができるものとする。

- (1) 事前に和歌山県に協議し、承認を得た上で、運営受託者自らが商品を選定して出品予定者と交渉すること。
- (2) 商品数は上記2の販売活動に支障が無い範囲とすること。
- (3) 販売形式は原則買取仕入れとすること。
- (4) 販売手数料や販売期間等は出品者と相談し決定すること。
- (5) 出品前に和歌山県へ書面にて報告すること。